



茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第12条第1項の規定により執行される茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙における投票所及び期日前投票所を、茨城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則（平成20年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第8号）第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき定めたので、次のとおり告示する。

令和7年5月8日

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 三ツ井 洋 平成20年5月8日


1 投票所

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

2 期日前投票所

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

以上